

特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況 記載上の留意点

該当番号	留意事項
★ 1	<p>この届出書は、事業所単位で作成・提出するものではなく、法人全体として（個人事業主の場合は、事業主の方が傘下の事業体分をまとめて）1部を作成し、提出してください。</p>
★ 2	<p>地方出入国在留管理局・同支局に直近で提出した雇用条件書（参考様式第1-6号）の内容から変更がある場合は「変更あり」にチェックをしてください。</p> <p>なお、「変更あり」の場合は「特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第3-1号）」を併せて提出してください。</p>
★ 3	<p><u>農業分野又は漁業分野の特定技能外国人を派遣労働者として業務に従事させた場合のみ記載してください</u>（その他の特定産業分野においては労働者派遣が認められていないため、チェック不要です。）。</p> <p>地方出入国在留管理局・同支局に直近で提出した就業条件明示書（参考様式第1-13号）の内容から変更がある場合は「変更あり」にチェックをしてください。</p> <p>なお、「雇用条件書（参考様式第1-6号）」の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から14日以内に「特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式第3-1号）」の提出が必要となる場合があります。提出が必要な場合については、「特定技能外国人の受入れに関する運用要領（第7章）」を御参照ください。</p>
★ 4	<p><u>届出の対象期間中、実際に特定技能所属機関において特定技能外国人が就労した日数を記載してください。また、活動日数は届出の対象期間の各月の初日から末日までの活動日数を記載してください（例えば、第1四半期については、1月1日～1月31日の間で就労した日数を1月の欄に、2月1日～2月28日の間で就労した日数を2月の欄に記載してください）。</u></p> <p><u>なお、在籍していない月については、その月の記載欄には、取消線又は斜線等を記載してください（「0日」とは記載しないでください）。</u></p> <p><u>休暇等で終日就労していない日数については活動日数に含みませんが（ただし、午前中休暇を取得し、午後から就労した場合等は1日と数えます。）、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援（生活オリエンテーション等）及び職務命令による出張・研修については、活動日数に含めてください。</u></p>
★ 5	<p>届出の対象期間において、<u>該当する月に実際に支払われた額を記載してください（例：月末締め翌月10日払いの場合、1月の欄には1月10日に支払われた額（12月末締め）を記入してください）。</u></p> <p>給与支給の対象となる就労期間と給与支給月は通常一致しないことから、例えば、入社1か月目など給与の支払がない月については、<u>該当する枠に取消線又は斜線等を記載してください。</u></p>
★ 6	<p><u>「雇用条件書（参考様式第1-6号）」の「Ⅶ賃金」の「1. 基本賃金」に最低賃金の対象となる諸手当総額を加えた額を記載してください。</u></p> <p>この最低賃金の対象となる諸手当とは、最低賃金法令に定められた最低賃金額の算出の対象となる各種賃金（手当）を指し、「所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）」、「1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）」、「臨時に支払われる賃金（結婚手当など）」、「所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）」、「午後</p>

	10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）、「精皆勤手当」、「通勤手当」、「家族手当」等は含まれません。
★7	控除前の支給総額（基本賃金に加え、支給される諸手当等を加算し、税金等を控除する前の額）を記載してください。
★8	税金（所得税・住民税）、社会保険料（健康保険及び年金）、雇用保険料、介護保険料を記載してください。
★9	法定控除以外（食費、住居費等）の控除額について記載してください。
★10	<p><u>比較対象とした従業員とは、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請時に比較対象とした日本人労働者を指します。</u></p> <p>もし、申請時に比較対象とした日本人労働者の退職等により比較対象とする日本人労働者が変更となった場合は、変更後の日本人労働者について記載した「特定技能外国人に関する説明書（参考様式第1－4号）」を作成し添付してください。</p> <p>なお、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請時において、比較対象となる日本人労働者がいないとして「特定技能外国人に関する説明書（参考様式第1－4号）」を提出した場合は、「<u>比較対象となる日本人労働者がいない</u>」にチェックしてください（<u>その場合、当該特定技能外国人と同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等の提出が必要です。</u>）。</p>